

大口町告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び第18条第1項の規定に基づき、町道路線の変更及び道路区域の変更を次のように行う。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

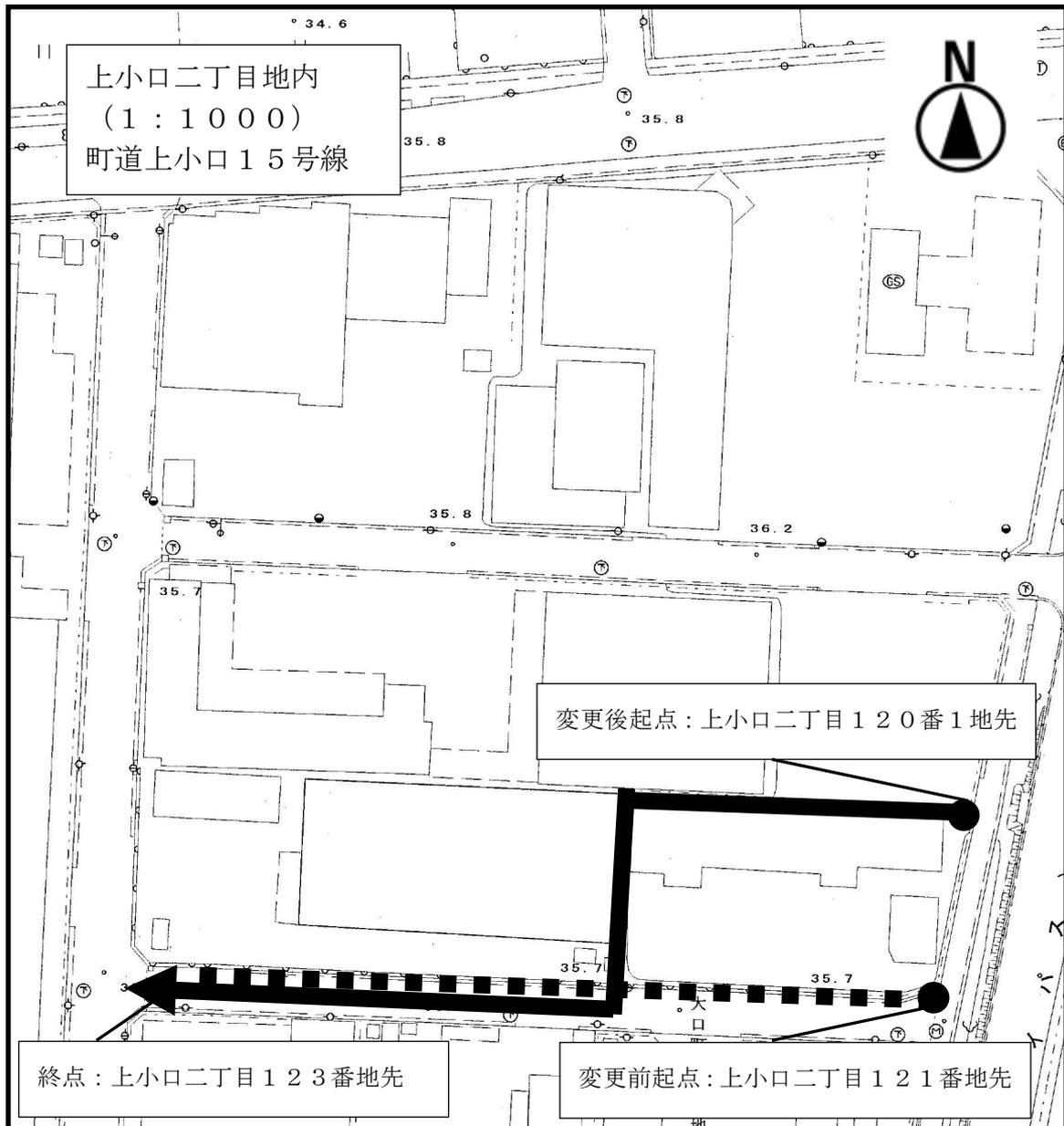
平成28年12月26日

大口町長 鈴木 雅 博

路線の変更及び道路の区域変更

路線 番号	路 線 名	新 旧	区 間	敷地幅員	延長
315	町道 上小口 15 号 線	旧	上小口二丁目 121 番 地先から 上小口二丁目 123 番 地先まで	6.5~10.8m	117.7m
		新	上小口二丁目 120 番 1 地先から 上小口二丁目 123 番 地先まで	4.0~10.8m	151.0m
1535	町道 大屋敷 35 号 線	旧	大屋敷一丁目 106 番 地先から 高橋一丁目 66 番地 先まで	1.8~2.5m	368.3m
		新	大屋敷一丁目 106 番 地先から 大屋敷一丁目 154 番 6 地先まで	1.8~2.5m	179.8m
1599	町道 大屋敷 99 号 線	旧	大屋敷一丁目 141 番 地先から 大屋敷一丁目 145 番 地先まで	2.8~7.0m	67.8m
		新	大屋敷一丁目 141 番 1 地先から 大屋敷一丁目 145 番 地先まで	5.0~7.0m	39.1m

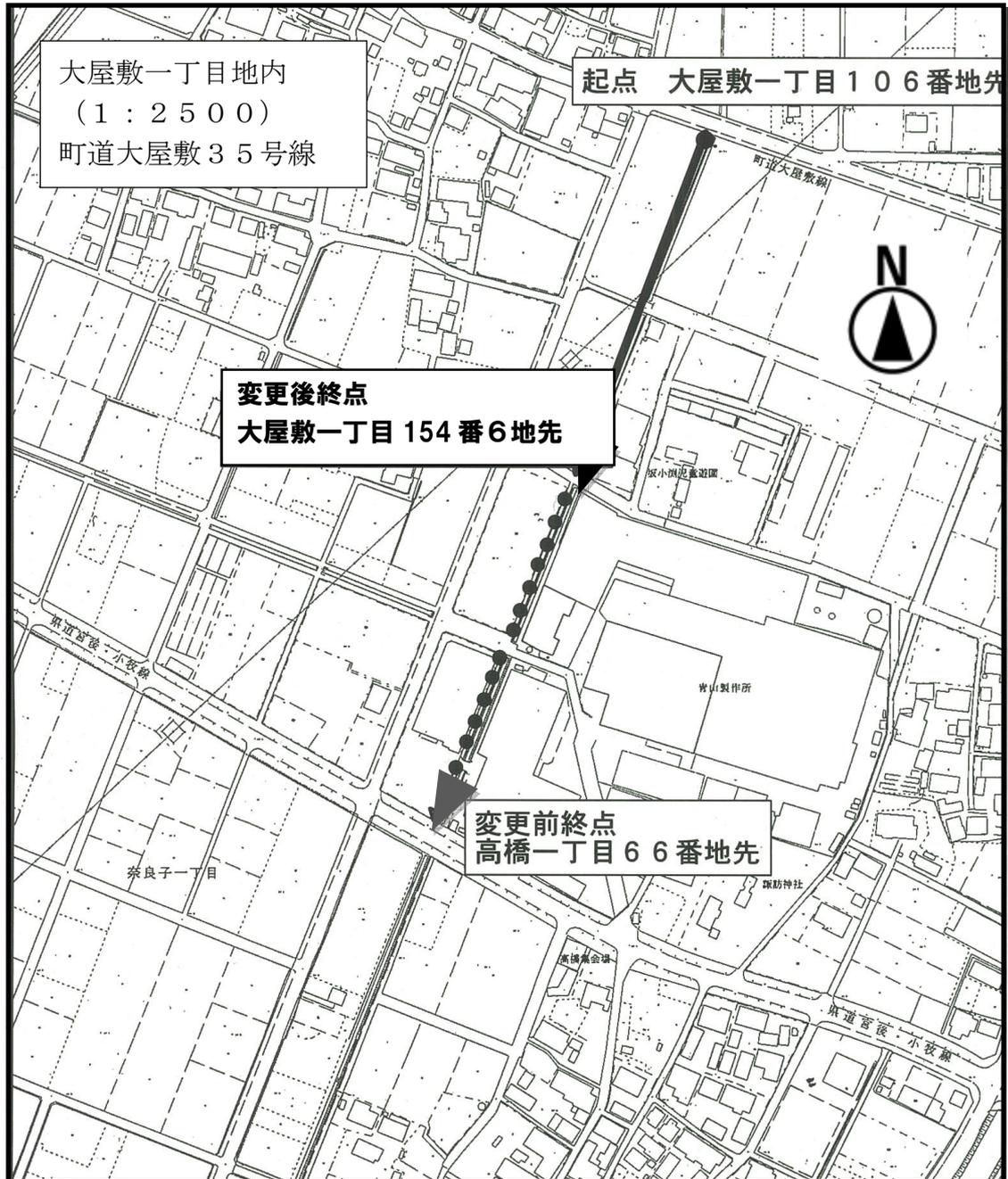
町道路線変更位置図



変更前 ■■■■■■

変更後 —————

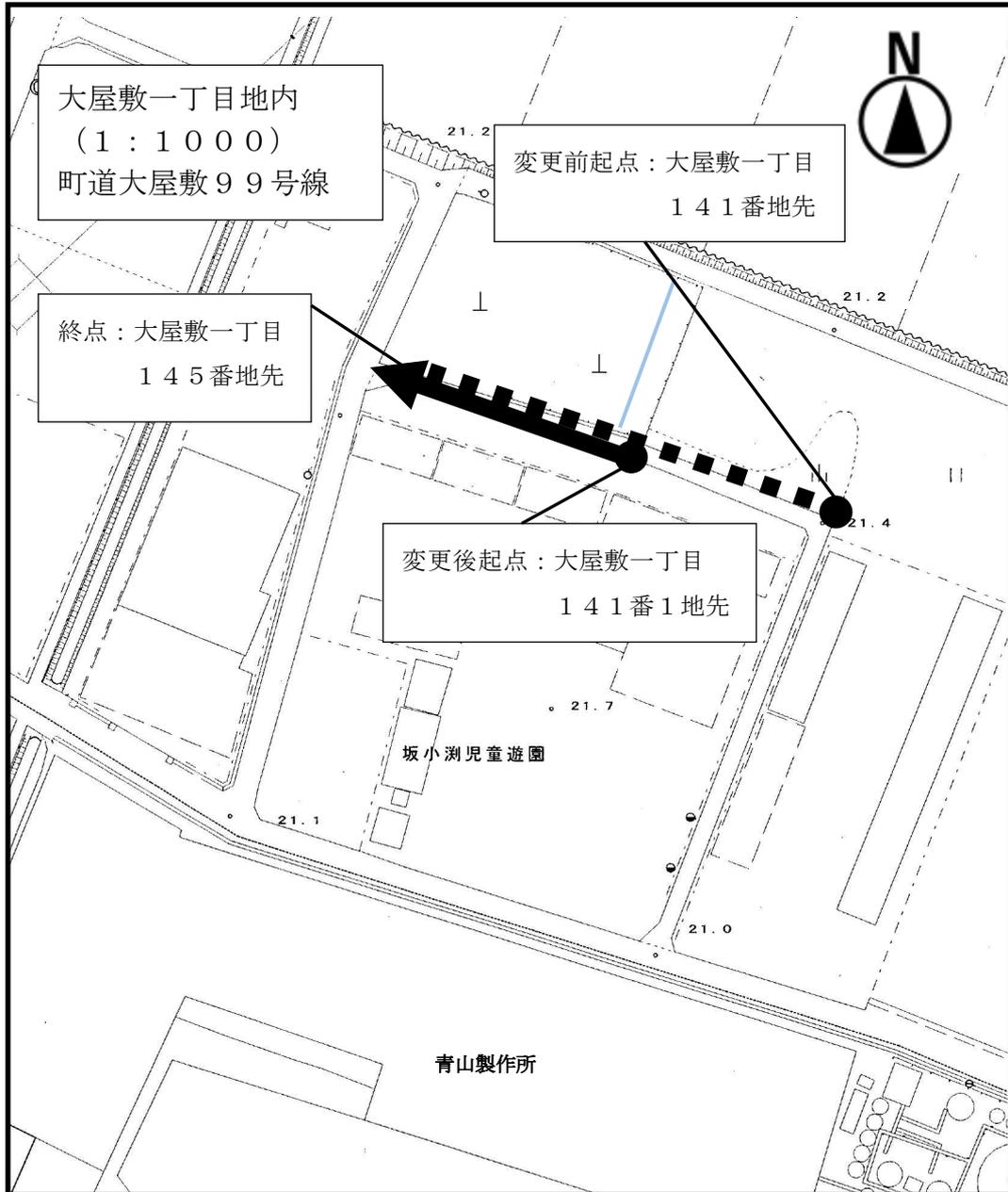
町道路線変更位置図



変更前 ■■■■■■

変更後 —————

町道路線変更位置図



変更前 ■■■■■■

変更後 —————